

中野区知的障害者生活寮・福祉作業施設の再整備について

1 再整備後の事業者について

(1) 中野区やよい荘・弥生福祉作業施設

弥生福祉作業施設の使用を承認している事業者に、再整備後の実施事業及び施設管理における条件を示したうえで使用を希望するかについて、その内容を了承し再整備後の施設の使用を希望するとの回答があったので、次の事業者を使用者として調整を進めることとする。

社会福祉法人中野あいいく会 理事長 上西 陽子
所在地 東京都中野区中野一丁目6番12号

(2) 中野区やまと荘・大和福祉作業施設

整備運営事業者の公募選定を行っており、12月にヒアリング審査を実施し、事業者を決定する。

2 令和5年度の事業運営

(1) 知的障害者生活寮・在宅障害者（児）緊急一時保護事業

令和4年度末をもって事業を終了する。令和5年度は、残存する物品の廃棄や荷物の整理などを行い、整備工事に備える。

(2) 障害者福祉作業施設

① 弥生福祉作業施設

令和5年度は、秋期以降の改修工事開始まで現施設において事業を継続する。施設使用者は改修工事期間は代替施設へ移転し事業を継続する。

代替施設には、弥生児童館2階の旧学童クラブ室を活用する。地方自治法第238条の4第7項に「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定されている。旧学童クラブ室は学童クラブ廃止後、弥生児童館として活用しているが、この規定に該当するため、弥生児童館の運営中であっても使用できる。

本施設には外階段があり、弥生児童館利用者と動線を分離することができる。使用にあたっては、外階段に雨避けを設置し、利用者の昇降時の安全確保及び作業資材の保護を図る。

② 大和福祉作業施設

令和5年6月までは大和福祉作業施設において事業を継続する。施設使用者は令和5年6月中に代替施設へ移転し事業を継続する。

3 施設の用途及び貸付けについて

両施設とも現施設における事業の終了後に普通財産に変更し、運営事業者と使用貸借契約を締結する。

4 スケジュール

	中野区やよい荘 弥生福祉作業施設	中野区やまと荘 大和福祉作業施設
令和4年度 1 2月		地域説明会開催 整備運営事業者ヒアリング審査
1月		整備運営事業者の決定
2月	事業者との協定締結、説明会開催	説明会開催
3月	第1回定例会 ・中野区知的障害者生活寮条例を廃止する条例の提案 ・中野区障害者福祉作業施設条例を改正する条例の提案	
	中野区やよい荘の終了	中野区やまと荘の終了
令和5年度 4月		用地の普通財産への変更
5月		防災行政無線移設
6月		現施設の解体撤去及び施設整備、 代替施設における作業施設の継続
11月	施設の改修工事、代替施設における 作業施設の継続 施設の普通財産への変更	
令和6年度	民間事業者による事業の実施 ミドルステイ事業の委託開始	事業者による施設の整備 代替施設における作業施設の継続
令和7年度	↓	民間事業者による事業の実施 ↓